

# 作品『PHOTO GRAPH』

## the series “PHOTO GRAPH”

飯塚 純  
IIZUKA Jun

キーワード：ファウンド・フォト、デジタル・イメージ、  
新実在論

Keywords : Found Photo, Digital Image, New Realism

We look at vast amounts of images on a daily basis through our screens. Images today are consumed without any attention to detail. Jun Iizuka's 「PHOTOGRAPH series」 is based on the motif of pixels (picture cells) the smallest unit of color signals that make up a digital image. By presenting color extracted from a photograph as a fragment of an image, Jun Iizuka's approach is to rekindle the sense of “imagination” that we are forgetting today.

### 1. はじめに

私は写真を用いたアート表現を研究している。その際にとるべき研究方法論として、作品制作実践を用いることにする。なぜならば、作品制作を経験した「わたし」という立場から、先行研究・理論を見つめる視点は、誰もが経験することができない特別なものであり、先行研究と実践経験を結びつけることができるため、作品制作が自己の研究課題に適合しているといえる。

### 2. 作品制作意図

『PHOTO GRAPH』シリーズは「ファウンド・フォト」作品の文脈で制作している写真作品である。「ファウンド・フォト」とは、自分自身で撮影した写真を用いずして他者の撮影した写真や所有している写真を使用し、編集作業によって作品を制作する手法のひとつである。また、作品制作における思考プロセスとして、物事を理解するために必要な古典的技法である「分析と総合」を用いている。一枚のデジタル画像から色情報のピクセル（画素）を「分析」しそれらを再構成しながらデジタルから現実に触れることができるフィジカルな存在へと「総合」させることで、デジタル・イメージを再提示する作品を制作している。

私は「ファウンド・フォト」の新しい文脈を見出す視点が、これからの表現活動における重要な要素と考え、人類が光景をとらえようとしてきた表現の地平について、作品制作を通じて見つめ直している。そのため、真を写すとした「写真」ではなく、光（PHOTO）の画（GRAPH）と

して制作しているため、タイトルを『PHOTO GRAPH』シリーズとした。

### 3. 作品が著作権や肖像権を侵害していないことの証明

私の作品は、「ファウンド・フォト」作品の文脈を含むゆえに、著作権者の利益を不当に害していないための措置について、その証明として以下の文章を記載する。まず、美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等における著作権法47条の2がある。

“美術又は写真の著作物は、それらの譲渡等の申出のために行う商品紹介用画像の掲載（複製及び自動公衆送信）を政令（施行令第7条の2）で定める著作権者の利益を不当に害しないための措置（画像を一定以下の大きさ・画素にすることなど）を講じている場合に限り行うことができる。”（著作権法47条の2）

私の作品は、何らかのデジタル画像からコンピュータで画像を扱うときの色情報を持つ最小単位であるピクセル（画素）のRGB値を調べ、それらを画像編集ソフトで同じRGB値を設定し、単一の色彩として新規で制作しているものである。RGB値とは、コンピュータのディスプレイなどのRGBカラーの任意の1色を表す値である。光の3原色それぞれの色の度合いを足し合わせて1つの数値で表すものであるため、デジタル画像を構成している色情報にすぎない。画像編集ソフトで新たに画像を作る行為と結果的には同じである。その後、写真用紙に印刷しアクリル加工などの制作工程がある。

また、「ファウンド・フォト」作品の文脈で作品を制作しているため、「何らかのデジタル画像から色彩を抽出している」という前提が重要であるが、元のデジタル画像は作品の本質には含まれていない。喩えるならば画家が何らかの絵画を鑑賞し、その絵画で使用されている同じ絵具の一色を選び、その絵具のみを使用してキャンバスに絵を描く行為と同じである。私の作品は、この場合においては、「同じ絵具の一色を選びとる視点そのものの視覚化」によって「現代の光景を表現すること」に本質がある。以上のことから、私の作品である『PHOTO GRAPH』シリーズは著作権や肖像権を侵害していない。

### 4. 作品について

写真を用いたアート表現における研究過程の実践報告として、これまで制作したシリーズ内の作品写真とコンセプトを掲載する。



1/IMAGE

From the series PHOTO GRAPH

1000mm × 1000mm, Acrylic Mounting, Jun Iizuka 2018

2000年以降、ソーシャルメディアとユビキタスな監視社会の到来により、デジタル・イメージは「2秒間のデザイン」となり、細部まで意識が及ばずに消費される一種の言語（ビジュアル・コミュニケーション）となった。スマートフォンのカメラ機能によって撮影技術が民主化された現代の状況は、かつて写真機の出現によって、画家たちが具象から抽象へと表現の可能性を模索した状況と似ており、写真家もまた同じような表現における視点の転換期を迎えているのではないだろうか。

本作は、その回答として「何らかのデジタル画像を構成しているピクセル」を「デジタルから現実に触れることができる物質」へと置き換えることで、現代の光景を視覚化した写真作品である。



PICTURE CELL CUBE

From the series PHOTO GRAPH

50mm × 50mm × 50mm, Sculpture of plastic, Jun Iizuka 2017

本作は、デジタル画像を構成しているピクセルを立方体パズル型に再構築した彫刻作品である。鑑賞者は、理想の配列に並べ替えることができ、完成形が存在しない。現代におけるデジタル画像の存在を視覚化した、キュビズムへの返答として制作した立体的な写真作品である。

2017年 第6回都美セレクショングループ展

「新章風景 #2 - 現代における風景写真の在り方 -」(東京都美術館) 出品作品

New Chapter of Landscape #2 -The Principles of Contemporary Landscape Photography  
Group Show of Contemporary Artists 2017 (Tokyo Metropolitan Museum)

## ■作品制作における主な参考文献

- ・ハーバート・リード、『芸術の意味』，滝口修造 訳，みすず書房，1966年。
- ・イヴァン・イリッチ、『シャドウ・ワークー生活のあり方を問う』，玉野井芳郎・栗原彬 訳，岩波書店，1982年。
- ・ジャン・ボードリヤール、『シミュラクルとシミュレーション』，竹原あき子 訳，法政大学出版局，1984年。
- ・エマニュエル・レヴィナス、『時間と他者』，原田佳彦 訳，法政大学出版局，1986年。
- ・ジャン・ボードリヤール、『象徴交換と死』，今村仁司・塚原史 訳，ちくま学芸文庫，1992年。
- ・田中純、『アビ・ヴァールブルクー記憶の迷宮』，青土社，2001年。
- ・山形大学人文学部研究年報 第1号，清塚邦彦，『ネルソン・グッドマンの記号論(2) -Pictorial Representation の分析を中心に-』，2004年。
- ・『美術手帖 2012年8月号』，写真2.0パラダイムシフトを遂げる写真環境，美術出版社，2012年。
- ・平成29年度修士論文，東京藝術大学大学院美術研究科芸術専攻美術教育，小林千夏，『芸術を通じて他者と関わろうとすること』，東京藝術大学，2017年。
- ・ビアトリス・コロミーナ・マーク・ウィグリー，『我々は人間なのか？デザインと人間をめぐる考古学的覚書き』，牧尾晴喜 訳，ビー・エヌ・エヌ新社，2017年。
- ・マルクス・ガブリエル，『なぜ世界は存在しないのか』，清水一浩 訳，講談社選書メチエ，2018年。
- ・長岡造形大学紀要(17)6-12，小松佳代子・櫻井あすみ，『美術制作におけるアトラス的な知ー空間と時間のレイヤー』，2020年。

## ■著作権に関する参考資料

- ・『artscape』 Artwords, 写真アーカイヴ，著者：遠藤みゆき  
URL : <https://artscape.jp/artword/index.php> (2020年10月16日最終ログイン)
- ・『美術手帖』 アートと法 / Art Law, 合法と違法の線引はどこに？現代美術のアプロプリエーション，著者：木村剛大  
URL : <https://bijutsutecho.com/magazine/series/s22/21006> (2020年10月16日最終ログイン)
- ・『表象文化論学会ニューズレター〈REPRE〉第9回研究発表集会 [特別企画] アラン・セクララ』  
URL : [http://repre.org/repre/vol23/conference09/kikaku01\\_kanren01/](http://repre.org/repre/vol23/conference09/kikaku01_kanren01/) (2020年10月16日最終ログイン)
- ・『アートワールドの法と倫理』，現代アートと著作権侵害ーフェア・ユースによる他者の著作物を素材とする表現の可能性  
著者：木村剛大，URL : <https://www.artlawworldjapan.net/blog/contemporary-art-copyright>  
(2020年10月16日最終ログイン)
- ・『文化庁』，ホームページ，著作権法47条の2  
URL : [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)  
(2020年10月16日最終ログイン)
- ・『I2 練馬齊藤法律事務所』，ホームページ，画像ファイルの種類と画素数について  
URL : <https://i2law.con10ts.com> (2020年10月16日最終ログイン)
- ・『公益社団法人著作権情報センター』，ホームページ，著作権 Q&A, 著作物が自由に使える場合は？  
URL : <https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html> (2020年10月17日最終ログイン)

## ■近年の活動報告

飯塚 純 (いづか じゅん)

1987年新潟県生まれ。横浜美術大学美術学部卒。近年の主な展示として、「An Awakening Photography / 東京芸術劇場 galleryII (2019年)」、「JUN IIZUKA solo exhibition : 1/IMAGE/ON READING GALLERY (2018年)」、「新章風景 #2 - 現代における風景写真の在り方 - / 東京都美術館 (2017年)」や「新章風景 - 現代における風景写真の在り方 - / ターナーギャラリー (2015年)」などがある。その他、国内外のアート・フェアやブック・フェアに作品を多数出品。主なコレクションとして2018年に Tai Kwun (香港) アーティスト・ライブラリーにて「REPHOTOGRAPH JUL.2016」と「FOREST MEMORY GAME」が収蔵。近年の主な受賞として、「IMA next Theme 05 TRAVEL : Select by 奈良美智 (Yoshitomo Nara)」-Short List IMA ONLINE (2019年)、「STEIDL PHOTO BOOK AWARD JAPAN」- Long List, STEIDL (2016年) がある。その他の活動として、「展示のためのワークショップ」/ 新潟県アール・ブリュット・サポート・センター NASC (2020年)、「批評研究授業 特別講師」/ 新潟デザイン専門学校 (2020年)、「批評研究授業特別講師 / 新潟デザイン専門学校 (2019年)」、「見えるもの見えないもののワークショップ特別授業」/ 新潟県上越市立清里小学校 (2018年) がある。